A-①田園景観（建築物・工作物）

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
| 位置配置 | ①周辺の景観と調和した配置に努める。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ②建築物は道路や田園などに接する敷地境界線からできる限り後退させ、オープンスペースを確保するとともに、周囲への威圧感及び圧迫感を軽減させる。また、丘陵地やその近辺では、りょう線を乱さないように配置する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ③樹容又は樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合には、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |
| 高さ規模 | ④周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑤見晴らしや屋敷林、周辺樹木などの良好な田園景観を阻害しないよう、高さに配慮する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |
| 形態意匠 | ⑥建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑦周辺の自然環境や景観との調和とともに、地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑧外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑨屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑩長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑪光沢のある素材や反射素材を避け、自然素材を使用するなど、周辺の景観と調和した素材の使用に努める。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑫閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |

注※欄は、記入しないこと。

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
| 色彩 | ⑬壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）をそろえた色調とする。ただし、壁面若しくは屋根の見付面積の５分の１未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 壁面 | 赤（R）、黄赤（YR） | ４以上９以下 | ６以下 |
| 黄（Y） | ４以上９以下 | ４以下 |
| 黄緑（GY）～赤紫（RP） | ４以上９以下 | １.５以下 |
| 無彩色（N） | ４以上９以下 | － |
| 屋根 | 赤（R）、黄赤（YR） | ８以下 | ６以下 |
| 黄（Y） | ８以下 | ４以下 |
| 黄緑（GY）～赤紫（RP） | ８以下 | １.５以下 |
| 無彩色（N） | ８以下 | － |

（日本工業規格Z８７２１に定めるマンセル表色系による） | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑭壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑮屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |
| 外構緑化等 | ⑯道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、低木や高木を植栽するなどして、まとまりのある緑化を行う。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑰敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して塀、柵、生垣及び植栽などを工夫する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑱駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ⑲擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低くおさえ、その仕上げや上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努める。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |

注※欄は、記入しないこと。